

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「個人情報保護条例」）を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」、個人情報保護法施行条例（令和5年条例第 号。以下「法施行条例」）に改める。

第2条第1号中「情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関」を「広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会」に改め、同条第2号中「情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政文書」を「実施期間の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

第2条第2号に次のように加える。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 実施機関が定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第3号中「個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）」に改める。

第3条第1項第2号中「個人情報保護条例第33条」を「法第105条及び新潟県後期高齢者

医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号）第45条」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="174 304 1115 408">新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p data-bbox="129 488 208 515">(設置)</p> <p data-bbox="80 523 1115 772">第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u>、<u>個人情報保護法施行条例（令和5年条例第 号。以下「法施行条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="129 815 208 842">(定義)</p> <p data-bbox="80 850 1115 919">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="114 927 1021 954">(1) 実施機関 <u>広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会</u>をいう。</p> <p data-bbox="114 999 1115 1139">(2) 行政文書 <u>実施期間の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p data-bbox="136 1147 1115 1211">ア <u>官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p data-bbox="136 1219 1115 1283">イ <u>実施機関が定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u></p> <p data-bbox="114 1291 1115 1431">(3) 保有個人情報 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）</u>をいう。</p>	<p data-bbox="1227 304 2168 408">新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p data-bbox="1182 488 1261 515">(設置)</p> <p data-bbox="1133 523 2168 772">第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び<u>新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1182 815 1261 842">(定義)</p> <p data-bbox="1133 850 2168 919">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1167 927 2168 991">(1) 実施機関 <u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関</u>をいう。</p> <p data-bbox="1167 999 2168 1062">(2) 行政文書 <u>情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政文書</u>をいう。</p> <p data-bbox="1167 1291 2168 1355">(3) 保有個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報</u>をいう。</p>

<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第105条及び新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)第45条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例第33条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則
(施行期日)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。